

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月25日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第49号

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則

大和市指定下水道工事店規則（平成10年大和市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号イ中「第10条第1項又は第2項」を「第10条第2項」に改め、同号ウ中「第18条第1項又は第2項」を「第18条第2項」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 市長は、第18条第2項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない者が第12条の規定による申請を行った場合は、その申請を却下することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。